

交通労働災害を防止するために



埼玉県交通労働災害の現状

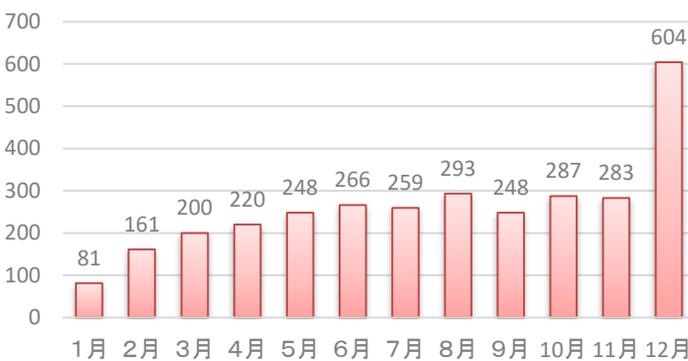
埼玉県では、令和6年までの10年間に、**交通労働災害**によって**60人**が亡くなっており、死亡災害全体の**21%**を占め、「墜落、転落(26%)」に次いで**死亡原因の第2位**となっています。

交通死亡災害は、**12月に多く発生**しています。

交通労働災害は、自動車運転を主たる業務とする**職業ドライバー以外でも多く発生**しています。

すべての業種で交通労働災害防止に取り組むことが必要です。

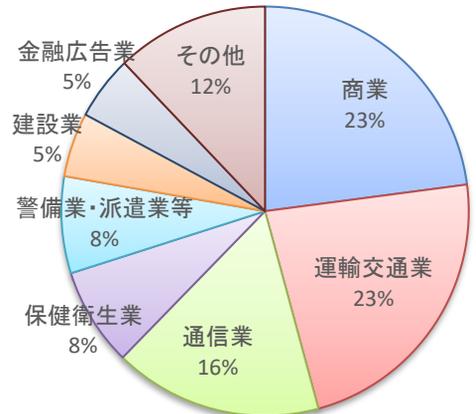
月別発生件数



死亡事故の原因はどこに？

被災者側の過失が大きいもの	27
相手方の過失が大きいもの	16
双方に同程度の過失があるもの	3
事故原因不明	5
その他（被災者側の単独事故）	9

交通労働災害の業種別割合



死亡災害発生時の状況

被災者	状況	件数
被災者	トラック・バス（同乗含む）	24
	原付・バイク	14
	乗用車（同乗含む）	9
	路上作業中	6
	作業用車両	3
	徒歩	2
	自転車	2
相手方	トラック・バス	26
	乗用車	13
	作業用車両	7
	トレーラー	4
	不明	1
	なし（単独事故）	9

【死亡災害事例】

- CASE 1 新聞配達中のバイクが、**一時停止をせず**に信号機のない交差点に進入、右側から走行してきた乗用車にはねられた。
- CASE 2 高速道路の I C 進入路を走行中のトラックが、**速度超過**のためカーブを曲がり切れず、側壁に激突した。
- CASE 3 **前方不注視**により、交差点で信号待ちをしていたトラックに気付くのが遅れ、ブレーキも間に合わず追突した。

労働時間の適正管理

NO! 過重労働!

労働時間を適正に管理することは、労務管理の基本中の基本であるとともに、長時間労働などに起因する脳・心疾患や精神障害などの**重大な労働災害を防止するために**必要です。

疲労による居眠り事故などの交通労働災害を防止するため、労働基準関係法令を守り、適正な走行計画によって、運転者の十分な睡眠時間に配慮した労働時間の管理をしましょう。



☆法定労働時間と法定休日

労働基準法において、労働時間と休日は次のように定められています。

法定労働時間	1週	40時間	(1日あたり8時間)
法定休日	1週	1日	(または 4週4日)

☆時間外労働の上限規制を守りましょう

時間外労働、休日労働を行わせる場合には、「**時間外労働・休日労働に関する協定**」(36協定)を締結し、これを所轄労働基準監督署長に届け出るなど一定の手続きが必要です。

時間外労働時間等については、以下のとおり上限が定められています。

- ・ 時間外労働の上限 原則 **月45時間 年360時間**
(1年単位の変形労働時間制の場合 **月42時間 年320時間**)
- ・ 臨時的な特別の事情があって労使が合意した場合でも、以下を守らなければなりません。
 - ・ **時間外労働 年720時間以内**
 - ・ **時間外労働と休日労働の合計 月100時間未満**
 - ・ **時間外労働と休日労働の合計 複数月平均80時間以内**
 - ・ **時間外労働が月の限度時間を超えることができる月数 年6か月以内**

☆労働時間を適正に把握しましょう

労働時間はタイムカードの記録やパソコンの使用時間の記録など、客観的な方法で把握しましょう。労働時間の把握は、管理監督者を含めた**すべての労働者に義務付け**られています。

過労運転は、**道路交通法**で禁止されています。

★ 道路交通法66条
過労により、正常な運転ができないおそれがある状態で車両等を**運転してはならない**。

★ 道路交通法75条
自動車の運行を管理する者は、運転する者に対し、過労により正常な運転ができないおそれがある状態で**運転することを命じたり、運転することを容認してはならない**。

3年以下の懲役または50万円以下の罰金



適正な走行計画の作成

(1) 走行計画の作成

走行計画を作成し、運転者に適切な指示をしましょう。

- ◆ 往復の所要時間（休憩時間を含む）を予測し、出発・帰着時刻を設定
 - ◆ 走行時に注意を要する箇所等を確認し、安全で合理的な走行ルートを設定
 - ◆ 荷役作業がある場合、その作業の内容と所要時間も想定
- ☆ 運行記録計(タコグラフ)を活用して乗務状況を把握しましょう。
- ☆ 計画どおり走行できない場合は、原因を把握し、計画を見直しましょう。

(2) 交通安全情報マップ（ヒヤリマップ）の作成・活用

事業場の周辺やよく使う経路の危険箇所を洗い出し、「**交通安全情報マップ（ヒヤリマップ）**」を作成して、社内で情報を共有しましょう。

マップは定期的にアップデートしましょう。



交通安全教育の実施

(1) 雇入れ時の教育

交通法規、関係法令などの遵守、睡眠時間の確保、飲酒による運転への影響、睡眠時無呼吸症候群の適切な治療、体調の維持の必要性について教育を行いましょう。

運転業務を行う部署に配属された労働者に対しては、必要に応じて、ベテランが添乗し、実地の指導をしましょう。

(2) 日常の教育

関係法令の遵守、交通事故発生情報、安全走行に必要な情報に関する事項、交通安全情報マップ（交通ヒヤリマップ）などについて、**定期的に教育**を行いましょう。

イラストや写真などを使って、危険を察知する能力を身につけさせる**交通危険予知訓練**を実施しましょう。



(3) 交通安全に対する意識の高揚

ポスターの掲示、交通安全標語の募集、優良運転者の表彰・公表、交通労働災害防止大会の開催等により、交通労働災害防止に対する意識の高揚を図りましょう。

運転適性に応じた一定の教育指導を受けた者、認定試験に合格した者等に対して、運転業務を認める「**運転者認定制度**」を導入しましょう。

心とからだの健康管理

(1) 健康診断

1年に1回（深夜業従事者は6か月に1回）、**一般健康診断を必ず実施**しましょう。

健診の結果、「要精密検査」や「要治療」等の指示があった場合は放置せず、指示を確実に実行しましょう。



(2) ストレスチェック

1年に1回、**ストレスチェックを実施**し、心にかかる負荷の状態を自身で確認しましょう。

(3) 健診・ストレスチェック後の措置

健康診断やストレスチェックを行った後は、必要に応じて医師による面接指導等を行うとともに、労働時間の短縮等の適切な就業上の措置を講じましょう。



運転する際に留意すること

(1) 乗車前点呼

乗車前に点呼を行って、運転者の健康状態を確認し、睡眠不足や体調不良などで**正常な運転が困難と思われる場合は、運転業務に就かせない**など、必要な対策を取りましょう。

(2) 乗車前点検

乗車前に必要な点検をして、異常があった場合は、直ちに補修などの措置をとりましょう。

(3) 気象情報・交通情報の確認

出発前に必ず気象情報や交通情報を確認しましょう。台風や大雪などの悪天候が予想される場合は、計画の変更など必要な指示を出し、運転者の安全を確保しましょう。

【長時間の運転は控えましょう】（参考）

職業ドライバーに適用される「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」では、**1日の運転時間は9時間以内**、休憩なしでの**連続運転時間は4時間以内**と定められています。

遠方への出張の際には、ドライバーを2名体制とする、途中でこまめに休憩をとるなど、長時間運転をしないよう心がけましょう。

肩、腕及び腰部のストレッチなどにより、運転時の疲労回復に努めましょう。